

# 大国に翻弄されるアフガニスタン ～人間の安全保障の視座に立って～

Afghanistan being tossed by the Great Power  
～From the perspective of Human Security～

中山ゼミ チーム1

三井藍奈、江崎智慧、大澤美幸、太田浩平、楠瀬流永、黒田詩織、西田和彦、三浦文江  
指導教員 中山雅司

創価大学 法学部 法律学科 中山ゼミナール

キーワード：人間の安全保障、内政不干渉、保護する責任、平和構築、タリバン

## 1.はじめに

今年8月、米軍がアフガニスタンから撤退した。米国をはじめとした国際社会が支援した政権は崩壊し、タリバンが政権を掌握した。その状況下で、女性の人権問題や治安といった現地住民の安全にかかる問題が世界的に報じられた。我々はこの動静に注目し、アフガニスタン、そして国際社会の人々の安全を守るために何が必要かを「内政不干渉の原則」と「人間の安全保障」の観点から論じる。

## 2. 大国に翻弄されるアフガニスタン

近代のアフガニスタンの歴史は、大国の意向に左右されたものであった。その始まりが1979年のソ連によるアフガニスタン侵攻である。当時、米国との冷戦を繰り広げていたソ連は、国境を接しているアフガニスタンが米国寄りの政権になることは国防にとっての脅威であり、アフガニスタンを自分たち寄りの国にするため、侵攻を開始した。

この状況を米国が静観することはできなかった。米国はソ連に反抗するムジャヒディンと呼ばれるアフガニスタンの若者たちを支援し、ソ連を苦しめた。結果、ソ連は1989年に冷戦の終結とともにアフガニスタンから撤退、ムジャヒディンたちはタリバンを形成し、アフガニスタンでの実権を握った。

しかし2001年の同時多発テロを受け、米国はテロ組織をかくまっているとしてアフガニスタンに対

して攻撃を開始した。これによりタリバン政権は崩壊、新政権を樹立させた。しかし、政権を追われた後もタリバンは駐留米軍に対するテロ攻撃を続けていた。どれだけの時間かけても成果が上がらない状況に対して、米国国内では反感が高まり、米軍はアフガニスタンから撤退したのである。

米国が撤退したこと、アフガニスタンでは再びタリバンが実権を握った。それにより、アフガニスタンでは「人間の安全保障」が担保されない事態が生じている。「人間の安全保障」とは人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守ろうとする考え方である（外務省2021）。ムジャヒディンはイスラム教徒の若者たちであり、現在のタリバンはイスラム原理主義を掲げる組織となっている。政権が崩壊する前のタリバン政権では、イスラム原理主義をかけらイスラム法を極端解釈し、女性の就労や教育の機会を制限していた。もっとも、現在のタリバンは「イスラム法の範囲内で女性の人権を尊重する」と述べてはいるが、過去の政権での人権侵害の事例を踏まえれば、国際社会が懸念を抱くのも当然ともいえる。事実、前政権の下で組織された女性の社会進出などを推進する「女性問題省」は解体され、イスラム法の徹底を促す「勸善懲惡省」が組織されている。

## 3. 「内政不干渉の原則」の再考

アフガニスタンの事例から我々は何を学ぶことができるだろうか。また、アフガニスタンの状況を平和へと導くためには何が求められているのだろうか。

第一に、「内政不干渉の原則」の徹底が必要である。「内政不干渉の原則」とは、現代の国際社会における国家が持つ主権の絶対性を重要視し、一国の内政に他国が干渉して強制的な変更を画策してはならないとする原則である。アフガニスタンにおけるソ連や米国の行為は、この原則を軽視することがどのような結果を招くのかを示唆している。自国の利益を優先し、他国に強制的に介入することは結果的に被介入国における戦火を拡大し、「人間の安全保障」にとって重大な問題を発生させる。そのため、各国が持つ主権を十分に尊重していく必要がある。

一方で、「内政不干渉の原則」を原理的に貫くことは是非も問われるようになった。たとえば、ある国が自国民に対して深刻な人権侵害を行う場合、国際社会は介入しなくともよいのかということである。このような中、2001年にカナダ政府が設置した委員会は『保護する責任』と題する報告書を発表した。そして、国連は2005年に採択された「成果文書」の中で、「保護する責任」という概念を確認した。この概念は、国家は本来自国民の「人間の安全保障」を最大限に守る義務を担っているが、その義務を十分に遂行することができない場合、もしくは遂行しない場合、国際社会がその義務を果たさなければならぬとする考え方である。この「保護する責任」では開発援助などを通じて人々の危機に未然に対処する「予防する責任」、人権問題などに対して制裁を加え、ときには軍事介入を行う「対応する責任」、紛争後、和解や復興に向けて支援する「再建する責任」の3つが含まれている。この概念は国家主権との衝突を回避しながらいかに「人間の安全保障」を守るかを模索する中で生まれた概念ともいえる。しかし、場合によっては軍事力をも伴う「対応する責任」については、どのような場合に国際社会の介入が認められるかは、検討が必要となる。

この点を踏まえ、第二に「人間の安全保障」の視座に立ち、国家の直接的な介入は最小限とし、国連機関やNGOなどの非国家的行為体が連携をとりながら

対処するべきである。その理由は国家と非国家的行為体が持つ性質にある。池尾(2014)は、国家は自国の国益を優先させざるを得ないが、国連や非国家的行為体は国家の枠組みを超えて、様々な問題の解決に取り組めるとしている。また、臼井(1995)によると「NGOは、国家利益を超えた人間の連帯と『地球益』を連結する役割」をもち、自国の利害から離れることが難しい国家とは異なる性質を持っているとする。先述のように国家が自国の利益を優先しながら介入を行えば、それは結果として「人間の安全保障」と「平和構築」にとって大きな脅威となる。そのため、基本的には利害にとらわれない非国家的行為体を主体とし、非暴力的方法によって「保護する責任」を全うするべきである。しかし、虐殺や内戦が激化しているような場合に求められる「対応する責任」では軍事力が必要である場合もあり、それを非国家的行為体に求めるのは限界がある。このような場合においてのみ国家が厳格な要件の下で介入することで、より実効的な運用が行われることが期待される。そして、紛争後の「再建する責任」の段階では国際社会による平和構築が重要となる。

#### 4. 終わりに

本稿は「内政不干渉の原則」と「人間の安全保障」を軸に、アフガニスタンの今後と国際社会における平和構築について考えた。アフガニスタンの歴史を見れば、大国が自らの利益を最優先し他国に介入した結果、アフガニスタンの人々の平和と人権が脅かされたことがわかる。この歴史を教訓とし、国際社会の様々なアクターが「人間の安全保障」の理念に基づき、連携していくことが望まれると考える。

#### 参考文献

- 池尾靖志(2014)『平和学をつくる』晃洋書房
- 臼井久和(1995)「民際外交の展開と地球政治－国際主体としてのNGOと自治体を中心に－」『独協法学第41号』
- 外務省(2021)「人間の安全保障 分野をめぐる国際潮流」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/index.html>